

他自治体における適正規模・適正配置の実施基準等

※小・中学校の校種で内容が異なる場合は、その都度その旨を記載している。(言及がない場合は、小・中共通の内容)

No	自治体名	方針・計画等名	対象期間	適正規模	規模	規模適正化の方策	実施条件等	優先順位等	配慮・留意事項
1	東京都 杉並区	杉並区立小中学校新しい学校づくり推進基本方針	2014～2021年度までの8年間	小学校:18学級 中学校:12学級 ※当面目標とする学級規模 小学校:12～18学級 中学校:9～12学級	小規模	-	・著しく小規模な学校(小学校は全学年で7学級以下、中学校は全学年で4学級以下)が存在する地域 ・11学級以下の小学校、8学級以下の中学校及び校舎の老朽改築が必要な学校が複数存在する地域	左記、2つの要件が複合する地域を最優先に新しい学校づくりに取り組む	・安全や学校までの通学距離を考える ・町会・自治会や青少年育成委員会との整合性を廃炉 ・隣接区域に適正規模を上回る大規模な小中学校が存在する場合、併せてその適正規模化について考慮する
					大規模				
2	東京都 町田市	町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方	設定なし	小学校:18～24学級 中学校:12～24学級	小規模	-	・望ましい通学区域の再編と学校配置を進める ・児童・生徒数及び学級数の推計に見合った教室数などを確保することができる「ゆとりある学校施設環境」の整備	(記載なし)	・通学距離2km、通学時間おおむね30分程度を目安として通学できるような通学負担軽減策の検討及び実施 ・安全な通学環境の整備 ・町区域に基づいた通学区域を区分。地域コミュニティにおける様々な活動との関係にも可能な限り配慮 ・学校の位置は「児童・生徒の通学しやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」「学校施設の老朽化」などを踏まえて決定
					大規模				
3	東京都 東大和市	東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針 東大和市立小・中学校再編計画	2020～2029年度の10年間	12～18学級	小規模	-	・近隣校の統合 ・通学区域の変更	(記載なし)	・通学区域は、現在の通学区域にいた歴史的経過を尊重しつつ、現在の交通事情や今後の児童・生徒数の推計等を考慮し、隣接する学校の規模平準化を図る ・適正化を進めるに当たり、当面の間統合や学区域変更に伴う激変緩和措置策の導入の検討する
					大規模				
4	神奈川県 相模原市	相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針	設定なし	小学校:18～24学級 中学校:15～24学級	小規模	-	[通学区域の変更を伴う手法] ・通学区域の運用、通学区域の弾力的運用、学校の統合、学校選択制の導入 [通学区域の変更を伴わない手法] ◎小規模校 ・学校施設と他の施設との複合化による異年齢交流、小中連携教育の推進、学校全体での異学年活動 ◎大規模 ・学校施設の増築、近隣の他の施設や近隣校の学校施設の共同利用	・望ましい学校規模から外れている学校については、原則として望ましい学校規模に近づけるように努める	[安全な通学環境の確保] ・国の基準に基づいた通学距離・時間を原則とした通学区域の設定、通学負担軽減策の実施 [児童生徒に対する環境変化への配慮] ・一定期間の経過措置の検討、児童生徒の心のケアを行うため、青少年教育カウンセラーの派遣等の実施 [学校と地域のつながりへの配慮] ・学校、保護者、地域等で構成する協議体を設置、通学区域が地域を分断しないことを原則とする。 [魅力ある学校づくり] ・地域特性を活かしたカリキュラムの導入など、学校の魅力を高める特色ある取組の検討、「小中一貫校」「義務教育学校」などの可能性を検討
					大規模				
5	神奈川県 海老名市	海老名市学校施設再整備計画	2019～2058年度の40年間	12～18学級	小規模	-	・複数校での面的な再編(統廃合) ・学校施設の減築	5年後の予測で ・小学校は児童数がおおむね300人を下回る ・中学校は12クラスを下回る場合	・地域コミュニティ(自治会)に配慮 ・小学校区は地域特性(歴史など)に、中学校区は小学校区との整合性に配慮 ・通学時間と通学区域に配慮 ・他の公共施設配置、児童生徒の将来推計、開発等による児童数の増加とその後の減少、街づくりや防災対策等の進捗状況を考慮
					大規模				
6	千葉県 浦安市	浦安市学校規模適正化基本方針	2019～2028年度までの10年間	小学校:12～24学級 中学校:12～18学級	小規模	-	・学校の統合 ・通学区域の変更 ・通学区域の弾力的運用(小規模校選択制、特認校制度、特定地域選択制)	[学校の統廃合] ・小・中学校において、6年後の普通教室数の予測が全学年単学級となる場合、保護者代表・学校長・学識経験者等を含めた検討組織を設置し検討	・再統合を避けるため、中学校区によらない全市的な視点での検討が必要 ・児童生徒の通学距離が適正かどうか重要であり、学校統合や学区の変更を行う際には、児童生徒にとって大きな負担とならないように配慮する
					大規模				
7	福岡県 北九州市	北九州市立小・中学校の規模のあり方について	設定なし	小学校:12～24学級 中学校:9～24学級	小規模	-	・学校統合 ・分離新設 ・通学区域変更 ※適正化の対象となる学校及びその周辺の学校の状況に応じて判断	・将来にわたって適正規模を回復することが見込めない場合、学校統合により規模の適正化を図る ・31学級以上で、その状態が長期間継続すると見込まれる場合、かつ用地確保が可能である学校については、分離新設する ・上記の場合で分離新設ができない学校は、中期的予測を踏まえ次のとおり対応する ①通学区域の調整による学校規模の適正化を検討 ②周辺の未利用地等を活用し、教育環境の改善に努める	・大規模校については、将来の人口推計では徐々に児童生徒数は減少し、適正規模になる見込みであることから、まずは今後増加すると見込まれる小規模校について、学校統合等による適正化を進める ・中学校については、現在、学年単学級の学校が1校あるが、当面は、小規模校が多く、更に小規模校化が進むと見込まれる小学校を優先して取り組む
					大規模				